

令和5年度

市・県民税

# 特別徴収のしおり

- ( 1. 納 入 書 別 冊 )  
( 2. 異 動 届 書 綴 込 み )

大竹市 市民生活部 市民税務課

市町村コード  
342114

## 1. 市・県民税の給与所得に係る特別徴収について

### (1) 納税義務者への税額通知書の交付

- (イ) 市・県民税の特別徴収税額の決定通知書を2種類送付しますので、納税義務者用を個人ごとに切りはなし納税義務者へ直ちに交付してください。特別徴収義務者用は、貴事業所の徴収元帳として異動変更の都度整理してください。
- (ロ) 賦課期日から現在までに多人数の異動があると思われますので、税額通知書を急いで点検して、遅くとも5月末日までに当初異動届出書を提出してください。

### (2) 異動届出書について

納税義務者が退職、休職、転勤等により、貴事業所で給与の支払をしなくなった場合は、所定の異動届出書に貴事業所の法人番号、納税義務者の氏名、個人番号、徴収の状況、異動年月日、異動後の住所、新しい勤務先及びその勤務先の法人番号などを記入し、事由発生後翌月10日までに市民税務課へ送付してください。

### (3) 特別徴収税額の徴収について

別添の市・県民税特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）に、納税者ごとの月割額を記載していますので、第1回の月割額を6月中に支払われる給料（6月分の給料という意味ではありません。）から天引きし、第2回以降の月割額についても7月から翌年5月まで、それぞれ各月に支払われる給料から天引きしてください。

### (4) 徴収方法の変更について

納税義務者に給与所得以外の所得（営業、配当、利子、不動産、譲渡、山林などの所得）がある場合は、原則として給与所得と合算して特別徴収を依頼していますが、納税義務者から給与所得以外の所得に対する所得割の全部又は一部を普通徴収によって納付したい旨の申し出があった場合は、やむを得ない場合に限り、普通徴収の方法にすることができますので、市民税務課へ連絡してください。

### (5) 税額の変更について

- (イ) 5月中に通知した当初税額を変更した場合は、市・県民税特別徴収税額の変更通知書を2種類送付しますので、納税義務者用は納税義務者に交付し、特別徴収義務者用は事業所の控えとして整理してください。

- (ロ) 特別徴収義務者は、税額変更通知書を受けた場合は、通知書に記載している新しい月割額により徴収し、これを納入していただくことになります。（変更後の納付書は送付しないので、当初お送りした納付書の金額を訂正して納入してください。）

### (6) 納期の特例

給与の支払を受ける人が常時10人未満である特別徴収義務者が、市長に申請し、その承認を受けた場合には、その承認の月以後の特別徴収税額については毎月納入せず、次のとおり年2回にまとめて納入することができます。

なお、この納期の特例は未徴収税額の一括徴収分及び退職手当等に係る分離課税分についても適用があります。

6月から11月までの徴収分……………12月10日まで

12月から翌年5月までの徴収分……………翌年6月10日まで

注：1 「常時10人未満」とは、多忙な時期等において臨時に雇入れた人があるような場合には、それらの人を除いた人数が10人に満たないということです。

2 市税の滞納がある場合等には、この特例の承認を受けられないことがあります。また、この承認を受けても、滞納されると、この特例の承認を取り消すことがあります。

3 申請書は、市民税務課に備え付けています。

4 いままでに納期の特例の承認を受けた特別徴収義務者については、取消しの通知がない限り毎年引き続いて受けられます。

## 2. 退職所得の分離課税に係る特別徴収

特別徴収義務者は、特別徴収した分離課税に係る当月分の税額を、退職者の住所（退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在の住所）が所在する市町村ごとに区分し、所定の「市・県民税納入申告書」（納入書の裏面にあります。）に所要事項を記載し、それぞれの市町村長に翌月10日までに提出し、同時に納入書により指定金融機関に納付してください。

なお、納入する際、あわせて退職者の特別徴収票（退職所得源泉徴収票と同一様式です。）を市民税務課へ送付してください。

### 3. 中途退職者の特別徴収税額の未徴収税額一括徴収

特別徴収の方法によって、月々、市・県民税を徴収される者が中途退職した場合には、新たな勤務先において特別徴収を継続するように申し出た場合のほかは、次の条件を満たす場合、退職時に支給される給料又は退職手当から未徴収税額を一括徴収してください。

#### (1) 6月1日から12月31日までの間に退職した場合

納税義務者（退職者）自身から一括徴収の申し出があり、かつ未徴収税額全額を超える給料又は退職手当が支給される場合は、一括徴収ができます。

また、外国人等で年度途中で海外へ転出しても、その年度の市・県民税は課税されます。海外へ転出するまで給与から特別徴収していた場合は、できるだけ一括徴収してください。

#### (2) 翌年1月1日から4月30日までの間に退職した場合

市・県民税の未徴収税額全額を超える給料又は退職手当が支給される場合は、一括徴収しなければなりません。

(お願い)

この制度の運用にあたっては、(1)に該当する場合は、できるだけ該当者に対して一括徴収の方法によるよう指導してください。

### 4. 給与及び退職の特別徴収についての共通事項

#### (1) 特別徴収税額の納入について

##### (イ) 納期限

徴収した市・県民税は、納入書に必要事項を記載して、徴収した月の翌月10日までに指定金融機関に納入しなければなりません。

##### (ロ) 延滞金

納期限までに税金を納付されないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（2,000円未満のときは全額を切り捨て、2,000円以上のときは1,000円未満の端数金額を切り捨てます。）に次の割合を乗じて計算します（ただし、計算した延滞金が1,000円未満のときは全額を切り捨て、1,000円以上のときは100円未満の端数金額を切り捨てます。）。

【納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間】

延滞金特例基準割合(※)に年1%の割合を加算した割合（年7.3%が上限）

【その後の期間】

延滞金特例基準割合(※)に年7.3%の割合を加算した割合（年14.6%が上限）

(※)延滞金特例基準割合：租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合

#### (2) 指定番号について

指定番号は、あなたの事業所を表示する記号です。（同封の通知書に記載されています。）大竹市に提出する令和5年度の特別徴収関係の書類にはすべてこの番号を記入してください。

#### (3) 払込金融機関

（名称等に変更があった場合は読み替えてください。）

- 四国銀行、ひろしま農業協同組合、西京銀行、広島信用金庫、広島銀行、もみじ銀行、山口銀行、中国労働金庫、広島県信用漁業協同組合連合会（本店及び各支店）

- ゆうちょ銀行及び郵便局（中国5県内各ゆうちょ銀行又は郵便局及び中国5県外の指定ゆうちょ銀行又は郵便局）

中国5県外の事業所で、ゆうちょ銀行又は郵便局を利用される場合は、「ゆうちょ銀行又は郵便局指定通知書」に、払込まれる支店名又は郵便局名をご記入の上、第1回目の納付の際にゆうちょ銀行又は郵便局へ一緒に提出してください。なお、特別徴収分の市・県民税の口座振替はできませんので、ご注意ください。

#### (4) 滞納処分

納期限までに税金を完納しないため督促を受け、かつ、その督促状を發した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分を受けることとなります。

#### (5) 不服申立て・処分の取消しの訴え

この納税通知書に記載された事項について不服があるときは、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、大竹市長に対して、審査請求をすることができます。

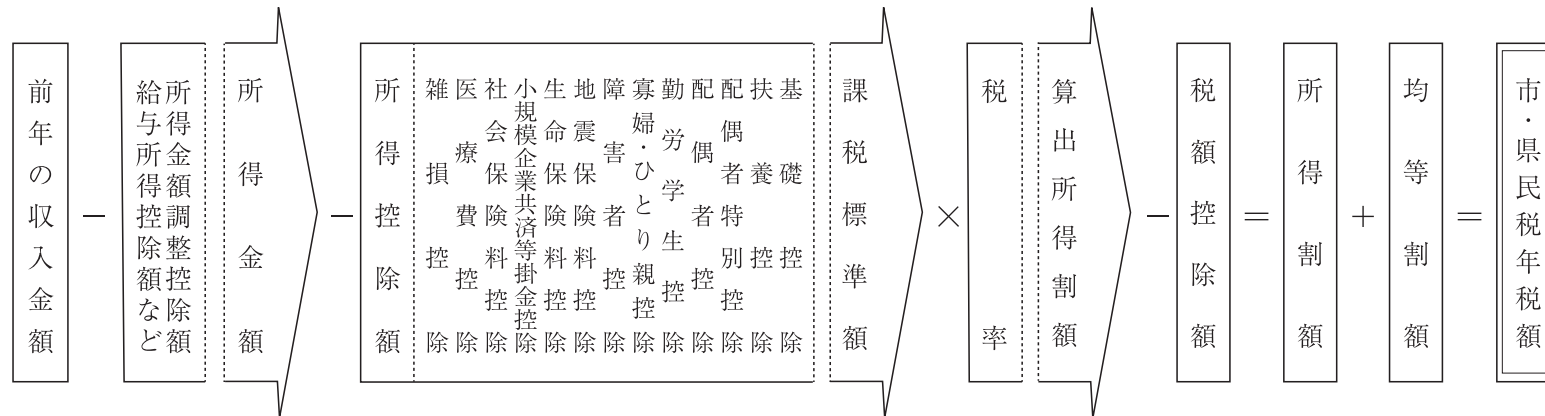
この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大竹市（代表者大竹市長）を被告として、広島地方裁判所に提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、次のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

## 市・県民税の税額計算の仕方について

令和5年度の市・県民税は、前年（令和4年分）の所得を基礎として、次の方式により計算したものです。



## 個人の市・県民税の概要について

### 1. 賦課期日

市・県民税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の1月1日となっています。

したがって賦課期日には大竹市に居住していたが、令和5年1月2日以後市外へ転出したという人も、令和5年度の市・県民税は大竹市に納入しなければなりません。

### 2. 納税義務者

賦課期日現在大竹市に住所を有する者に、市・県民税の均等割額と所得割額の合計額が課税されます。また、市内に事務所、事業所又は家屋敷をもつ者で大竹市以外に居住している者には、市・県民税の均等割が課税されます。

### 3. 非課税の範囲

次に該当する者には、市・県民税は課税されません。

- (1) 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者。
- (2) 障害者、未成年者（平成17年1月3日以後に生まれた者。）、寡婦又はひとり親、これらに該当し、前年中の合計所得金額が135万円以下である者。
- (3) 前年中の合計所得金額が315,000円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に289,000円を加算した金額以下である者に対しては、均等割は課税されません。

また、同一生計配偶者及び扶養親族がいない場合は、前年中の合計所得金額が415,000円以下である者に対して、均等割は課税されません。

### 4. 所得割の課税標準

- (1) 前年の所得について算定した総所得金額（給与所得の場合は、給与所得控除後の金額）、退職所得金額及び山林所得金額から各種所得控除を差し引いた金額です。
- (2) (1)の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、地方税法又はこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除いて、それぞれ所得税法その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第22条第2項又は第3項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例によって算定することになっています。

(注) 市民税及び県民税の課税標準額（税額算出のために税率を乗ずべき額をいいます。）に、1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときはその端数金額又はその全額を切り捨てます。

### 5. 給与所得控除

給与所得金額は、収入金額（税込み）から給与所得控除額を差し引いて計算します。給与所得控除はサラリーマンの必要経費などの要素をもつ控除です。

給与の収入金額	給与所得控除額
180万円以下	収入金額×0.4－10万円（最低控除額55万円）
180万円超 360万円以下	62万円＋（収入金額－180万円）×0.3
360万円超 660万円以下	116万円＋（収入金額－360万円）×0.2
660万円超 850万円以下	176万円＋（収入金額－660万円）×0.1
850万円超	195万円

### 6. 所得金額調整控除

令和3年税制改正により、給与所得控除、公的年金等控除、基礎控除の見直しが行われたことに伴い、所得金額調整控除が創設されました。所得金額調整控除は、以下の場合において適用されます。

- (1) 給与収入金額が850万円を超え、次の(イ)から(ハ)のいずれかに該当する場合、次の算式により計算した金額が給与所得金額から控除されます。
  - (イ) 本人が特別障害者に該当
  - (ロ) 年齢23歳未満の扶養親族を有する
  - (ハ) 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する
 所得金額調整控除額  
 =（給与収入額（1,000万円を超える場合は1,000万円）－850万円）×10%
- (2) 給与所得控除後の給与所得と公的年金等に係る雑所得の双方の合計額が10万円を超える場合、給与所得金額から次の算式で計算した金額が控除されます。
  - 所得金額調整控除額  
 = 給与所得控除後の給与所得金額（上限10万円）  
 + 公的年金等に係る雑所得金額（上限10万円）－10万円

7. 所得控除

雑損控除	「実質損失額－総所得金額等の10%相当額」又は「災害関連支出の金額－5万円」のいずれか高い方の金額	
医療費控除	「実質負担額」－「10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い方の金額」（限度額200万円）	
社会保険料控除	支払った又は給与から控除される社会保険料の合計額	
小規模企業共済等掛金控除	支払った小規模企業共済等の掛金又は企業型年金・個人型年金加入者掛金の合計額	
生命保険料控除	一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ下記の算式により計算した控除額の合計額（限度額70,000円） 一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ下記の算式により計算した控除額の合計額（限度額28,000円）	
	<b>【新契約（平成24年1月1日以後に締結）】</b>	
	支払保険料が12,000円以下の場合	支払保険料の全額
	支払保険料が12,000円を超え32,000円以下の場合	支払金額の $\frac{1}{2}$ ＋6,000円
	支払保険料が32,000円を超え56,000円以下の場合	支払金額の $\frac{1}{4}$ ＋14,000円
	支払保険料が56,000円を超える場合	28,000円
	<b>【旧契約（平成23年12月31日以前に締結）】</b>	
	支払保険料が15,000円以下の場合	支払保険料の全額
	支払保険料が15,000円を超え40,000円以下の場合	支払金額の $\frac{1}{2}$ ＋7,500円
	支払保険料が40,000円を超え70,000円以下の場合	支払金額の $\frac{1}{4}$ ＋17,500円
支払保険料が70,000円を超える場合	35,000円	
地震保険料控除	下記の計算により求めた「地震保険料に係る控除額（限度額25,000円）」及び「旧長期損害保険料に係る控除額（限度額10,000円）」の合計額（合計額の限度額25,000円）	
	<b>【地震保険料に係る控除額】</b>	
	支払保険料が50,000円以下の場合	支払保険料の $\frac{1}{2}$
	支払保険料が50,000円を超える場合	25,000円
	<b>【旧長期損害保険料に係る控除額】</b>	
	支払保険料が5,000円以下の場合	支払保険料の全額
支払保険料が5,000円を超え15,000円以下の場合	支払保険料の $\frac{1}{2}$ ＋2,500円	
支払保険料が15,000円を超える場合	10,000円	

障害者控除	一般の障害者	260,000円		
	特別障害者	300,000円		
	同居特別障害者	530,000円		
寡婦控除	ひとり親に該当しない寡婦	260,000円		
ひとり親控除	生計を一にする子（総所得金額等が48万円以下）を有し、かつ前年の合計所得金額が500万円以下の者			300,000円
勤労学生控除				260,000円
納税者本人の合計所得金額		9,000,000円以下	9,000,000円超9,500,000円以下	9,500,000円超10,000,000円以下
配偶者控除	一般	330,000円	220,000円	110,000円
	老人（昭和27年1月1日以前に生まれた者）	380,000円	260,000円	130,000円
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額	控除額		
	480,000円超1,000,000円以下	330,000円	220,000円	110,000円
	1,000,000円超1,050,000円以下	310,000円	210,000円	110,000円
	1,050,000円超1,100,000円以下	260,000円	180,000円	90,000円
	1,100,000円超1,150,000円以下	210,000円	140,000円	70,000円
	1,150,000円超1,200,000円以下	160,000円	110,000円	60,000円
	1,200,000円超1,250,000円以下	110,000円	80,000円	40,000円
	1,250,000円超1,300,000円以下	60,000円	40,000円	20,000円
	1,300,000円超1,330,000円以下	30,000円	20,000円	10,000円
扶養控除	一般の控除対象扶養親族	330,000円		
	特定扶養親族	平成12年1月2日～平成16年1月1日までに生まれた者		
	老人扶養親族	同居老親等以外のもの		
		同居老親等		
基礎控除	納税者本人の合計所得金額			
	2,400万円以下	430,000円		
	2,400万円超2,450万円以下	290,000円		
	2,450万円超2,500万円以下	150,000円		

8. 税 率

(1) 均等割の税率

市 民 税 年 額 3,500 円  
 県 民 税 年 額 2,000 円

※県民税均等割2,000円のうち500円は「ひろしまの森づくり県民税」として納めていただくものです。

(2) 所得割の税率（総合課税分）

市 民 税 6%  
 県 民 税 4%

東日本大震災を教訓として、防災・減災のための施策の財源とするため、特例法に基づき平成26年度から10年間に限り、個人の市民税及び県民税の均等割が、それぞれ年額500円引き上げられます。（均等割の課税がある場合、年額1,000円引き上げとなります）

※特例法：「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」（平成23年12月2日公布）

9-1. 税 額 控 除（調整控除）

納税者本人の合計所得が 2,500 万円以下の場合、下記の区分に応じた金額

(1) 合計課税所得金額が 200 万円以下の者

次の①と②のいずれか小さい額の 5%（市民税 3%、県民税 2%）に相当する金額

①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額

②合計課税所得金額

(2) 合計課税所得金額が 200 万円超の者

①の金額から②の金額を控除した金額（5万円を下回る場合は5万円）の 5%（市民税 3%、県民税 2%）に相当する金額

①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額

②合計課税所得金額から 200 万円を控除した金額

控除の種類	金 額	控 除 の 種 類	金 額		
基礎控除	5万円	納税者本人の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
障害者控除	普通	配偶者控除	一 般	5万円	4万円
	特別		老 人	10万円	6万円
	同居特別	22万円	配偶者特別控除	48万円超50万円未満	5万円
寡婦控除	1万円		50万円以上55万円未満	3万円	2万円
ひとり親控除	父	1万円	控 除 の 種 類	金 額	控除の種類
	母	5万円	扶養控除	一 般	5万円
勤労学生控除	1万円		特 定	18万円	老 人
					同居老親等
					13万円

9-2. 税 額 控 除（配当控除）

種 類	課税所得金額		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	市民税	県民税	市民税	県民税	市民税	県民税
利 益 の 配 当 等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%		
外貨建等以外の証券投資信託	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%		
外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%		

9-3. 税 額 控 除（寄附金税額控除）

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額（寄附金の合計額が総所得金額の合計額の 30% を超える場合には当該 30% に相当する金額）が 2 千円を超える場合には、その超える金額の市民税は 6%、県民税は 4% に相当する金額（総所得金額等の合計額の 30% を上限）

- 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
- 住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金
- 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの
- 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるものただし 1 のうち、特例控除の対象となる寄附金が 2 千円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の市民税は 5 分の 3、県民税は 5 分の 2 に相当する金額をさらに加算した金額（所得割の 20% に相当する金額）

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割 合
0円以上195万円以下	84.895%
195万円を超え330万円以下	79.79%
330万円を超え695万円以下	69.58%
695万円を超え900万円以下	66.517%
900万円を超え1,800万円以下	56.307%
1,800万円を超え4,000万円以下	49.16%
4,000万円超	44.055%
0円未満（課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合）	90%
0円未満（課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合）	地方税法に定める割合



#### 9-4. 税額控除（住宅借入金等特別税額控除）

前年分の所得税において平成21年から令和7年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額（前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額（97,500円を限度）を超える場合には、当該金額）に下欄の割合を乗じた金額

ただし、居住年が平成26年から令和3年まで（地方税法附則第61条の規定の適用がある場合は令和4年まで）であって、特定取得、特別特定取得（特例取得及び特別特例取得を含む。）又は特例特別特例取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額

①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額（特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年分の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額）

②前年分の所得税の額（住宅借入金等特別控除等適用前の金額）

市民税	3/5	県民税	2/5
-----	-----	-----	-----

#### 9-4. 税額控除（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）

区 分	市民税	県民税
配当割額又は株式等譲渡所得割額	3/5	2/5

## 退職所得について

### 1. 退職所得の金額

退職所得の金額は、所得税法第30条第2項に規定する退職所得の金額の計算の例により、次の算式によって計算します。

$$\text{退職所得の金額} = (\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times \frac{1}{2}$$

### 2. 退職所得控除額の計算

退職所得の収入金額から控除する退職所得控除額は、勤続年数に応じて次の算式によって計算されます。

(イ) 勤続年数が20年以下の場合

$$\text{勤続年数} \times 40 \text{万円} \quad (80 \text{万円未満のときは} 80 \text{万円})$$

(ロ) 勤続年数が20年を超える場合

$$800 \text{万円} + 70 \text{万円} \times (\text{勤続年数} - 20 \text{年})$$

(ハ) 障害者になったことに直接起因して、退職したと認められる場合

$$(イ) \text{か} (ロ) \text{により計算した金額} + 100 \text{万円}$$

### 3. 税額の計算

「退職所得に対する住民税の特別徴収の手引」の特別徴収税額早見表の退職手当等の金額とは、退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額（2分の1をする前の金額）をいいます。

### 4. 納入申告書の記載

納入書の裏面にあります「市民税・県民税納入申告書」を翌月10日までに提出し、同時に納入書により特別徴収税額を納付してください。

なお、退職者の特別徴収票を市民税務課へ送付してください。